

2023年6月20日
企業会計基準委員会
日本公認会計士協会

「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」の公表

コメントの募集

我が国の会計基準は、企業会計基準委員会が設立される前は、会計基準については企業会計審議会が公表し、実務上の取扱い等を示す企業会計に関する実務指針（Q&Aを含む。以下「実務指針等」という。）については日本公認会計士協会が公表していました。2001年に企業会計基準委員会が設立された後は、新しい会計基準、適用指針及び実務対応報告についてはいずれについても企業会計基準委員会が公表することとしています。日本公認会計士協会が公表した実務指針等については包括的に企業会計基準委員会に引き継ぐことはせず、引き継げるものから引き継ぐ形をとっていますが、多くの実務指針等はまた日本公認会計士協会に残されています。

このため、日本基準の全体像を把握しにくいなどの課題が指摘されています。こうした状況を受けて、企業会計基準委員会及び日本公認会計士協会は、これまでに日本公認会計士協会が公表した実務指針等の企業会計基準委員会への移管について検討を行ってまいりました。

今般、これらの課題への対応について、標記の意見募集文書（以下「本意見募集文書」という。）の公表が、企業会計基準委員会においては2023年6月13日の第503回企業会計基準委員会において承認され、また、日本公認会計士協会においては2023年6月16日の理事会において承認されましたので、本日公表いたします。

本意見募集文書の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本意見募集文書で取り上げた内容等につきご意見がある方は、2023年8月25日（金）までに、原則として電子メールにより、下記のいずれかの団体へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、各団体のホームページ等で公開する場合があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

企業会計基準委員会 電子メール：guidanceikan@asb-j.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

日本公認会計士協会 電 子 メ ー ル : kigyokaikei@jicpa.or.jp

ファクシミリ : 03-5226-3355

* 本意見募集文書の全文は、企業会計基準委員会及び日本公認会計士協会のそれぞれのホームページに掲載しています。

本意見募集文書の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本意見募集文書の「移管プロジェクトのアプローチ」に焦点を当てて、要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本意見募集文書をお読みくださいますようお願い申し上げます。

目的、経緯及び課題

本意見募集文書は、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針等を企業会計基準委員会に移管することについて関係者からの意見を募集することを目的としている。

我が国の会計基準は、企業会計基準委員会が設立される前は、会計基準については企業会計審議会が公表し、実務上の取扱い等を示す企業会計に関する実務指針等については日本公認会計士協会が公表していた。日本公認会計士協会が公表した実務指針等については包括的に企業会計基準委員会に引き継ぐことはせず、引き継げるものから引き継ぐ形をとっている。しかし、多くの実務指針等はまた日本公認会計士協会に残されている。

このため、会計基準については企業会計審議会と企業会計基準委員会が公表したものが存在しており、実務指針等、適用指針及び実務対応報告については企業会計基準委員会と日本公認会計士協会が公表したものが存在している。

したがって、会計基準等の利用者は、企業会計審議会から公表されたもの、企業会計基準委員会から公表されたもの及び日本公認会計士協会から公表されたものすべてをみないと日本基準の全体像を把握できないという課題が指摘されている。また、企業会計基準委員会が会計基準設定主体となっているにもかかわらず、形式的とはいえ日本公認会計士協会が実務指針等に関する基準開発を担う形となっているなどの課題も指摘されている。

このような課題を踏まえ、本意見募集文書では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を企業会計基準委員会に移管するプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）についての考えを示している。

企業会計基準委員会及び日本公認会計士協会は、本意見募集文書に寄せられた意見を参考に、実務指針等の移管を行っていくことを予定している。

移管プロジェクトのアプローチ

本意見募集文書では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を以下の 2 つの分類に分けた上で移管プロジェクトを進めることを示している。

- (1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等
- (2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等

会計に関する指針のみを扱う実務指針等

会計に関する指針のみを扱う実務指針等については、内容的に企業会計基準委員会が所管するのが適切と考えられるため、該当するすべての実務指針等を移管プロジェクトの対象とする。その際、移管プロジェクトでは当該移管により実務を変更しないことを意図しているため、企業会計基準委員会の「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）において「移管基準」（仮称）の分類を設けることを財務会計基準機構に依頼し、「移管基準」（仮称）にそのままの形で移管する。この移管は、2024年3月までに完了することを目途とする。

会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等

会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については、会計に関する内容と監査に関する内容を切り分ける必要がある場合があり、仮にこの作業を行う場合には詳細な分析が必要となり膨大なリソースを要する可能性があることから、適時に移管できないおそれがある。そのため、この分類に該当する実務指針等については、優先順位を検討し、その優先順位に基づいて対応することが適切と考えられる。

検討の結果、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施する一方、継続企業と後発事象以外の実務指針等については、会計に関する内容と監査に関する内容との切り分けに要するリソースとの比較考量から、優先順位が相対的に低いとして検討の対象外とする。継続企業と後発事象に関する実務指針等の移管に係る実行可能性の調査研究は、2024年6月までに完了することを目途とする。なお、継続企業と後発事象以外の実務指針等を移管プロジェクトの検討の対象外とした場合であっても、これらの実務指針等に関する効力が変わるものではない。

コメント提出者への質問

以下では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管について、「移管プロジェクトのアプローチ」に関連した質問（質問1及び質問2）を掲げています。

なお、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問に回答いただく必要もありません。コメントや回答にはそのように考える理由も具体的にご記載ください。また、その他に本意見募集文書に関してご意見がありましたら、質問3にご記載ください。

(移管プロジェクトのアプローチ)

本意見募集文書では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を以下の2つの分類に分けた上で移管プロジェクトを進めることを示しています。

- (1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等
- (2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等

(質問1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等（第16項から第20項参照）

会計に関する指針のみを扱う実務指針等については、該当するすべての実務指針等を移管プロジェクトの対象としています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような対象が適切と考えますか。

また、移管プロジェクトでは当該移管により実務を変更しないことを意図しているため、企業会計基準委員会の適正手続規則において「移管基準」（仮称）の分類を設けることを財務会計基準機構に依頼し、「移管基準」（仮称）にそのままの形で移管することが考えられるとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのように移管することが適切と考えますか。

(質問2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等（第21項から第28項参照）

会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については移管プロジェクトの対象としませんが、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施するとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような方針が適切と考えますか。

(その他)

(質問3) その他

その他、ご意見がありましたらご記載ください。

以 上